

令和5年度明石市新型コロナウイルス感染症要支援者等に対するサービス提供協力金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、同居する介護者等が新型コロナウイルス感染症に感染した障害者・児の生活維持・安定のため在宅支援等を提供した福祉サービス事業者に対して支給する「明石市新型コロナウイルス感染症要支援者等に対するサービス提供協力金」(以下「協力金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要支援者等

同居する介護者等が新型コロナウイルス感染症に感染し不在となり、在宅支援等が必要な障害者・児をいう。

(2) 在宅支援等

別表第1に掲げる支援内容をいう。

(3) 福祉サービス事業者

障害福祉サービス等を提供した事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 この要領において協力金の支給の対象となる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条に規定する本市の支給決定を受けた者(障害児の保護者の場合は、当該障害児。)のうち、前条第1号に規定する要支援者等に対して、在宅支援等を提供した別表第1に掲げる福祉サービス事業者

(2) その他市長が特に必要があると認めた福祉サービス事業者

(支給額)

第4条 協力金の支給額は、別表第1の通りとする。

(支給申請)

第5条 協力金の支給を受けようとする福祉サービス事業者の代表者(以下「申請者」という。)は、協力金支給申請書兼請求書(様式第1号、以下「申請書」という。)に別表第2に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の支給の決定をし、その旨を協力金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、協力金の支給を行わないことを決定したときは、その旨を協力金却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支給の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定を取り消し、又は支給した協力金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正な行為により協力金の支給を受けたとき

（2） その他市長が協力金を支給することが適当でないとき

（協力金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により協力金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る協力金が既に支給されているときは、当該支給を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

（支給対象期間）

第9条 本協力金の支給対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、協力金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行の期日）

1 この要領は、令和5年10月5日から施行する。

別表第1（第2条第2号関係）

対象事業所	支援内容	支給額
居宅介護事業所	ヘルパーを要支援者等の自宅へ派遣し、入浴や食事等の家事及び必要な支援を行う。	15,000 円/日 (要支援者等一人あたり)
相談支援事業所等	ヘルパー以外の職員が要支援者等へ対面で必要な支援を行う。	15,000 円/日 (要支援者等一人あたり)
短期入所事業所	要支援者等の受入及び必要な支援を行う。	終日支援を行った場合：200,000 円（要支援者等一人あたり） 夜間支援のみ行った場合：100,000 円（要支援者等一人あたり）
通所事業所等	要支援者等が短期入所を利用することになった際、当該要支援者等が通常利用している通所事業所等が、短期入所事業所利用の際に必要な支援を行う。	15,000 円/日 (要支援者等一人あたり)

別表第2（第5条関係）

関係書類

申請者	関係書類
福祉サービス事業者	(1) 協力金の支給対象となるサービス提供の記録の写し (2) サービス等利用計画又は個別支援計画の写し (3) 健康観察の記録の写し（様式ア） (4) 支給状況調査（様式イ）